

見附市内で3医院(見附新町メディカルゾーン)が4月下旬に開業します

- ・近年市内で医科診療所が減少している中、地域医療の維持・充実を図るため、医科診療所の誘致は市の重点課題となっています。
- ・見附市では、医科診療所の誘致・新規開業を図るため、医科診療所の新規開業に対する補助制度を令和2年度に新たに創設。その後、補助制度を拡充し最大1,200万円を支援する制度を用意しています。また、補助制度以外にも見附市での開業に有利な点をまとめたリーフレットを作成・PRするなど、積極的な誘致に取り組んでいます。
- ・この度、様々な関係者の協力もあり、4月下旬に新町3丁目に「見附新町メディカルゾーン」 がオープンし、小児科、内科、心療内科の3医院が開業することになりました。
- ・市内での医科診療所の新規開業(既存診療所の診療科目・医師の増は除く)は平成22年以来 13年ぶりで、今回の開業により市内の医科診療所は18医院→21医院に増加します。
- ・引き続き、医科診療所の誘致に向けて関係者と連携して取り組んでいきます。

● 3 医院の情報 ※詳細は別紙1 (広報見附4月号抜粋) のとおり

・みつけこどもクリニック(小児科・アレルギー科)

4月27日(木)開院

・見附たなはしクリニック(内科・糖尿病内科・内分泌内科) 4月28日(金) 開院

4 U O O U (A) BUZZ

・見附メンタルクリニック(精神科・心療内科)

4月28日(金)開院

4月22日(土) 10時~15時 現地見学会(内覧会)を開催

● 医科診療所新規開業に対する補助制度の概要(見附市診療所新規開業支援事業補助金)

項目	金額•補助率	条件
①新規開業奨励金	600 万円	・医科診療所を開業・5年間事業を継続・見附市南蒲原郡医師会に加入・市立学校の学校医、市の健康診査、医師会に委託して実施する休日在宅当番医制度等への協力
②施設整備費補助金	上限 600 万円 (設備投資の 1/2) ※事業承継は 300 万円	①に加えて以下の条件を満たすこと ・開業する診療科目が内科・小児科・整形外科・ 精神科・産婦人科(出産を取り扱う場合のみ) に該当
合計	最大 1,200 万円	

- ※ 令和5年度より建築費高騰などを踏まえ補助上限額を1,000万円→1,200万円に増額
- ※ 増築 (医師人数増に伴う新たな診療科目の開設)、事業承継も対象